

早稲田大学博士論文概要書

# 法益主体の同意と規範的自律

菊地 一樹

## 「法益主体の同意と規範的自律」

本論文は、法益主体の同意が、国家の刑罰による介入を排除し、市民の自律的な活動領域を確保するという積極的意義を有していることに鑑み、これに相応しいものとして同意の理論枠組みを構築する必要があるとの問題意識から、発生した結果が本人の「自己決定」に基づくと評価するための具体的な条件の理論的な分析を試みるものである。現在の刑法学において、多くの論者は同意の犯罪阻却根拠を法益主体の「自己決定」に求めているが、この「自己決定」という概念は、それが使用される文脈に応じて、処罰を限定する方向にも処罰を拡張する方向にも作用しうるものである。処罰範囲の恣意的な伸縮を回避するためには、刑法が保障すべき「自己決定」の内実と水準を理論的に明らかにすることが不可欠であると考えられる。そこで、本稿では、**第1部**において、「自己決定」概念に遡って検討を加えつつ、法益主体の同意による犯罪阻却の要件を検討するための基本的視座を明確化する。続いて、**第2部**では、ここで得られた視座を前提に、法益主体の自律性が各犯罪類型の解釈論にどのように反映されるべきかという各論的問題の検討を行う。これらの検討を通じて、総論的な同意の一般理論と各論的な解釈問題の結合を図り、法益主体の自律的な自己決定の保護を過不足なく実現するための理論枠組みを示すことが本稿の目的である。

### 第1部 同意論の基本的視座

**第1章**では、「錯誤に基づく同意」の問題において有力に主張されている法益関係的錯誤説の批判的検討を通じて、従来の議論における混乱の要因の一端が、同意の「存在」と「有効性」の問題の混同にあることを明らかにした。

錯誤に基づく同意の有効性をめぐっては、「もし錯誤がなければ同意しなかったであろう」といえる場合に、広く同意の有効性を否定する条件関係的錯誤説に対して、同意を無効とする範囲をより限定すべきであるとの問題意識から、各構成要件の保護する法益に係る錯誤が存在する場合にのみ同意を無効とすべきであるとする法益関係的錯誤説の立場からの批判が有力になされている。

もともと、法益関係的錯誤説に対しても、「猛獣事例」や「角膜事例」等の、いわゆる「緊急状況の欺罔」が問題となる事例で、法益放棄に対する認識が存在することから同意が有効となってしまい処罰範囲を不当に狭めてしまうのではないかと、との批判が向けられている。これに対して、法益関係的錯誤説の立場からは、法益の「相対的価値」や「処分の自由」に係る錯誤も「法益関係的錯誤概念」に取り込むことで、妥当な結論を導くことが試みられている。しかし、このような概念の拡張は、静的な法益観に立脚し、「法益（客体）を喪失すること」に係る錯誤だけを問題にしようとした法益関係的錯誤説

の当初の問題意識とはかけ離れたものである。「相対的価値」や「処分の自由」に関する錯誤が、同意の有効性の判断において意味を持つことを認めるとしても、「法益関係的錯誤」概念を拡張しこれに取り込むことは不要な混乱を招くものであり、これらの問題は、別立ての理論枠組みの中で捉えられるべきである。そこで、本稿は、「法益（客体）を喪失すること」の認識の有無を、同意の「存在」の問題に位置づけ、同意という心理状態を形成するに至ったプロセスが自律的であると評価できるか否かの問題を、同意の「有効性」の問題に明確に区別して位置づけた。

**第2章**は、以上の区別を前提に、まず「同意が存在する」ということの具体的な意味内容について検討を加えるものである。ここでは、①同意の対象は何かという問題と、②その対象に向けられた同意者の心理状態として、いかなるものが要求されるかという問題がそれぞれ区別して検討される。

法益主体の同意が、発生する侵害結果を正当化するために持ち出されるものである以上、同意はこうした結果を覆うものである必要があり、この「結果」がまさに同意の「対象」であるといえる。もっとも、この「結果」を抽象的に捉え、およそ「死」や「傷害」という抽象的なレベルで結果発生に同意していれば足りるのか、あるいは、より具体的に「誰による」「いつ」「どこで」「いかなる方法で」等を含めた具体的な侵害結果への同意が必要なかは検討を要する問題である。より豊かな自己決定を保障すべきとの観点からは、後者の理解から、主体・日時・場所・方法等の条件設定による同意の対象の限界づけを認めるのが妥当であると考えられる。その意味で、「法益（客体）を喪失すること」の認識の有無だけを問うのでは不十分ということになる。ただし、同意者のあらゆる条件設定についてその細部まで効力を認め、同意の存在が認められる範囲を過剰に狭めてしまうことは適切でない。法益主体が設定した具体的な条件も、刑法で保護すべき自己決定の内容として評価可能な範囲で「法益侵害結果」の内容に取り込むことが妥当な方向であり、その範囲を問題となる犯罪・場面類型ごとに画定することが重要な各論的課題となる。

以上のような、同意の対象となる結果の発生について、法益主体が「消極的認容」をしていれば同意の存在を肯定することができる。侵害結果の単なる認識・予見という「知的要素」のみでは不十分であるが、積極的意欲や願望といったレベルの心理状態を要求することは過剰である。むしろ、我々の日常的な自己決定の多くは、自己の保有する財をやむなく犠牲に供することで、より価値のある他の利益を獲得するために行われている。財の支出を消極的に認容するとどまる場合の中には、他者からの不当な強制や圧力により法益処分が強いられているケースもあるが、こうした干渉が、本人の自律性を阻害し、自己決定としての意義を損なわせるかどうかは、同意の「存在」とは区別された「有効性」の問題として別途検討される必要がある。

**第3章**は、同意の「有効性」評価における基本的視座の獲得を目的として、刑法上の「自己決定」概念に遡って検討を加えるものである。刑法学における「自己決定」の問題の検討に際しては、その自己愛的側面だけを取り上げ、本人の主観的欲求に基づく意思決

定が実現したかどうかのみを問題とするのでは不十分であり、むしろ、人と人との相互作用という他者関係のないし社会関係的な考慮が不可欠である。このような考慮は、他者による不当な干渉を受けずに自ら意思を形成する自由を保障するという意味で、本人の保護を拡張する作用を有する一方で、同時に、外部からの影響を一切遮断するような「理想的な自律」の保障を断念し、現実的で客観性を備えた「規範的自律」に照準を合わせることで、処罰範囲を合理的に限定するという作用も有することになる。意思形成過程の過剰な保護は、かえって本人の自律性の阻害に繋がるのであり、刑法で現実には保護が要請される自律性の水準を慎重に見定めることが重要な課題として認識されなければならない。

第4章では、意思形成過程の自律性を阻害する事情として、①合理的な判断能力の減弱・欠如、②重要な情報の入手の阻害、③心理的強制の存在についてそれぞれ具体的に検討を加えた。

まず、同意が自律的に形成されたものであると評価されるためには、承諾者に合理的な判断能力が備わっている必要がある。その具体的な内容は、問題となる法益侵害が発生した場合に、将来事態がどのように展開するかを予測し、法益を犠牲にする場合とそうでない場合とで、どちらが自己の主観的な価値体系において優位な帰結を生み出すかを決定するための能力であるといえる。問題は、この合理的な判断能力をどの程度まで要求すべきかである。これを過剰に要求する場合には、「判断無能力者」に分類された者による他者との「取引の自由」が著しく制約されてしまう点に注意が必要である。過度なパターンリステックな考慮には、法益主体の自律性の補完を超えて、自律性の否定につながる危険があることが確認されなければならない。

また、同意が本人の自己実現の手段であるという出発点からは、意思決定に際して必要となる「情報」にも適切な位置づけが与えられる必要がある。「情報」は目的のために投下されるべき最適な手段を決定するための基盤であり、合理的な意思形成のためには不可欠である。もっとも、「情報」という意思決定の基盤にどこまでの刑法上の保障を認めるべきかという問題は慎重な考察を必要とする。「理想的な自律」を断念し、刑法的保障が現実には要求される「規範的自律」に照準を合わせる本稿の立場によれば、本人の意思決定に必要なあらゆる情報について保障を認めることはできない。刑法が保障する情報は、本人にとって主観的に重要な情報であるだけでなく、客観的にも重要と評価されるものがある必要がある。情報の客観的な重要性をいかなる基準により判断すべきかは各論的な課題であるが、一般的に言えば、当該情報を誤信することが、問題となる法益の処分を一般人に動機づけうるものであるか否かという点に加えて、社会システムの維持との関連で当該情報が有する意義や、当該情報が違法な目的の実現に資するものであるか否かという点が、評価の際の重要な視点となる。

また、刑法は合理的な意思決定それ自体を約束するものではなく、そのための「最低限の条件」を保障するにすぎない。したがって、自律性の評価にとって重要となるのは、情報の不足それ自体ではなく、そのような情報の不足が他者の不当な干渉により惹起された

と評価できるか否かである。具体的には、積極的な欺罔や、保障人による情報提供義務の懈怠により情報入手が不当に妨害されたと評価できる場合に限り、自律性の有意な阻害を認めることができる。反対に、情報の不足がこれらの原因に基づかない場合には、自律的な意思形成のための「最低限の条件」は保障されており、そこで形成された意思は有効と評価されなければならない。

他者による「心理的強制」が存在する場合にも、自律的な決定が阻害されたものと評価できる。ここでいう「心理的強制」とは、「物理的強制（絶対的強制）」とは異なり、結果発生に対する認容という心理状態は存在するものの、その意思形成過程段階において、脅迫等の不当な干渉により本人の利益状況が人為的に支配されており、法益処分意思決定をせざるを得ない心理状態に追い込まれている場合を指す。問題は、どの程度の心理的強制があれば、本人の意思決定の自律性が阻害されたと評価できるかであるが、ここでも、刑法の保障する自由が、理想的な自由との比較では常に制限された「相対的な自由」であることが想起されなければならない。現実の意思決定に際して、外部からの心理的な圧力は日常的に存在するものであり、これを現実の生活から一切排除することは、刑法の現実的な課題となり得ないのである。

この点と関連して重要な視点となりうるのが、「脅迫」と「提案」との区別である。より重要な利益を救うために、法益を犠牲にすることの「提案」がなされる場合にも、法益放棄に「同意せざるを得ない」という意味での「心理的な圧迫」の存在は認められる。しかし、自律性の評価にとって重要なのは、そのような「心理的な圧迫」の存在自体ではなく、それが他者の不当な影響力の行使により生じているか否かである。したがって、このようなジレンマが人為的に作出された場合、すなわち他者から「脅迫」がなされた場合にのみ自律性の阻害は認められる。これに対して、このジレンマが自然的な状況から生じている場合に、他者の「提案」に応じてジレンマから脱却するという選択は、むしろ本人の自己決定として刑法上も尊重されなければならない。

以上のように、自律性の評価にとって本質的なのは、情報の不足や心理的圧迫それ自体ではなく、そのような状態が他者の不当な干渉により惹起されたという点である。刑法が保障するのは、そのような不当な干渉により自律的な意思形成が妨げられないという「最低限の条件」なのである。もっとも、自律性の阻害の有無の認定に際しては、客観的に「重要な情報」の範囲や、自律性を阻害する強制の程度といった、明確な線引きが困難な問題が常に付きまとう。以上で示された基本的な視座が、実際の事例にどのように適用されるのかは、「規範的自律」の基本的な意義に立ち返りつつも、犯罪類型や個別の問題状況ごとに具体的に考察されなければならない。

## 第2部 各論的検討

そこで、第2部では、第1部での検討を通じて得られた基本的視座を前提として、法益主体の自律性が各犯罪類型の解釈論にどのように反映されるべきかという各論的問題の検

討を行った。

**第5章**は、近時改正がなされ我が国でも議論が活発に行われている性犯罪を題材として、「性的自己決定」概念の理論的な分析を行い、刑法における性的自律の保護のあり方について具体的な検討を加えるものである。

性犯罪の保護法益を「性的自己決定」と捉えるのは我が国でも通説的な理解であるが、近時では通説に批判的な立場から、性犯罪の保護法益を、性的人格権や性的尊厳として理解する「新たな法益構想」も示されている。この新たな法益構想は、性犯罪の保護法益を意思や身体という小さな要素に分解しすぎた従来の見解に対して反省を迫るものであり、注目に値するものであるが、他方で、「性的尊厳」というような概念は、過度に抽象的で曖昧であり、そこから具体的な立法論ないし解釈論的帰結を導くことには慎重さが求められる。そこで、本章では、従来の見解に対して批判的な見解の問題意識を踏まえながら、「性的自己決定」という概念の意義や、これが侵害されたと評価される具体的条件について、この問題を正面から検討した Tatjana Hörnle の見解を手がかりに、理論的な分析を試みた。

Hörnle の見解では、同意の意思表示が存在せず、被害者の「消極的自由の保護」が問題となる場合と、事実上の同意の存在を前提としつつ、意思の欠陥を理由に同意が無効となる場合とが区別され、後者は弱いパターンリズムの適切な限界づけという観点から、慎重な法的評価が必要であることが強調されている。こうした区別は、問題となる事案類型を整理し、適切な当罰性評価のための視点を明らかにする点で意義があると評価可能である。また、Hörnle の主張は、性犯罪の領域における、パターンリスティックな禁止の根拠と限界をめぐる議論を促す点で我が国にとっても有益であるといえよう。

さらに、本章では、「性的自己決定」概念の理論的な分析を前提に、性犯罪に関連する具体的な解釈問題についての考察を加えた。

まず、児童に対する性犯罪の処罰範囲の検討に際しては、ドイツ語圏各国において、児童の年齢を絶対的保護年齢と相対的保護年齢に区別していることが参考になる。18歳未満の未成年の中でも、自律的な判断の可能性の程度はその成長の度合いにより様々であり、こうした区別的取扱いは合理的なものと評することができる。特に、13歳以上の児童の場合には、一律に判断能力を否定することができないため、いかなる場合に性的行為から保護する必要があるかを慎重に検討する必要がある。今回の性犯罪規定の改正で新設された「監護者わいせつ罪」と「監護者性交等罪」の運用に際しても、親子関係に基づく一定期間に渉る抑圧的状况が、児童の意思形成に不当な影響を与えたと評価できる場合に限定して処罰を認めることを解釈の指針とすべきである。

さらに、性的自由は、錯誤・欺罔からも刑法上保護されるべきであるが、その範囲については慎重な検討を要する。同意の「存在」と「有効性」を区別する本稿の分析視角からは、性的自己決定において問題となる錯誤も、「同意の存在を否定する錯誤」と「同意の有効性を阻害する錯誤」に区別される。①人の同一性に関する錯誤や②行為の性的な性格

の錯誤が認められる場合には、特定の相手方と性的関係を結ぶことに対する同意の存在がそもそも認められないため、意思形成過程に対する不当な干渉の有無を問うまでもなく、同意に基づく正当化は否定される。これに対して、特定の相手方と性的関係を結ぶこと自体は正しく認識し認容しているが、それ以外の周辺的な事情に関して錯誤に陥っている場合には、意思形成過程に対する不当な干渉の有無という観点から、同意の有効性が検討されなければならない。その際には、本罪の法定刑に見合うだけの重大な干渉と認められるかどうかという点を考慮すべきである。

性的自由は、行為者による心理的強制からも保護されると考えられる。ここでも、いかなる態様・程度の利益状況の支配が、可罰的な性的自律の侵害を基礎づけるのかを慎重に見定める必要がある。このような観点からは、通説・判例が本罪における暴行・脅迫について「抗拒を著しく困難ならしめる程度」を要求していることにも十分な合理性を認めることができる。ただし、こうした限定を、一定の強度の暴行・脅迫を定型的に要求するものとして理解すべきではない。問題の本質が、本人の意思形成過程に対する阻害の有無・程度である以上は、手段自体を定型的に限定するのではなく、暴行・脅迫が本人の意思形成過程に対していかなる影響を与えたかを個別具体的に見定めることが要求される。

**第6章**では、ドイツにおいて活発に議論が行われている仮定的同意論を素材として、刑法における患者の自律性の保護のあり方について検討した。「仮定的同意」とは、「医的侵襲に際して、医師の説明が不十分であるために患者の同意が無効となるが、仮に患者が適切な説明を受けていたとしても当該侵襲に対して同意していたであろうという場合には、医師の説明義務違反に関する法的責任を否定する」ことを内容とする法理である。この法理は元々、民事医療訴訟において医師の説明義務違反の責任を制限するために認められてきたものであり、ドイツ民法ではすでに明文化されるに至っているが、この法理を刑法に持ち込むことの当否については現在でも激しい論争が展開されている。

本章ではまず、ドイツにおける議論状況の整理を通じて問題の明確化を試みた。仮定的同意論に対しては、拡大し続ける説明義務に基づく医師の責任を適切な範囲に制限するという動機自体は正当なものであると評価される一方で、患者の自己決定保護に悪影響を及ぼす点や、理論的に根拠づけられない点が批判されている。さらに、この法理には適用範囲を制限するような論理が内在しないため、瑕疵ある説明に基づいて患者の同意が取得された場合のみならず、同意の取得そのものが怠られた場合や、医事刑法の枠外にも適用が拡大してしまう点にも問題がある。

そこで、仮定的同意論に代わり、医師の責任を合理的な範囲に制限するための代案が模索される。学説上は、治療行為がそもそも「傷害」に当たらないとする解釈や、推定的同意で必要とされる「補充性」の緩和等の代案も示されているが、「説明義務の著しい拡大」という問題の本質に立ち返るならば、刑法独自の基準により医師の説明義務の範囲を限定するというアプローチが妥当である。その具体的な基準として患者の「法益関係の錯誤」の有無を問題とする見解が有力に主張されているが、「法益（身体）関係の」とされ

る事項の中に、同意の「存否」に関するものと「有効性」に関するものが混在しており、議論に混乱を招く点で支持できない。本稿の立場によれば、侵襲それ自体への認容という同意の「存在」と、当該心理状態の形成過程の自律性を問題とする同意の「有効性」の問題が区別され、患者の意思決定に必要な「重要な情報」の入手が十分に保障されていたかどうかという問題は、後者に位置付けられることになる。

こうした理論枠組みからは、いわゆる「仮定的同意」が典型的に問題となるような、「適切な説明をせず同意を得たが、仮に適切な説明をしていても同意を得られていたであろう」という場合には、怠られた説明が患者本人にとっての「主観的重要性」を欠くために、実際に存在する同意の「有効性」が阻害されない場合であると理解することができる。これに対して、同意の取得そのものが怠られ、同意の「存在」が否定される場合にまで、もしかすると得られていたかもしれない「架空の同意」を根拠に行為の可罰性を否定することは、患者の自己決定保護という観点から認めることができない。

以上のように、「仮定的同意」というテーマで扱われる事例群は、現実的同意の存在と有効性の問題に還元され、患者の自律性が実現したといえる条件の分析的な検討を通じて適切な解決を図ることが可能であると考えられる。

**第7章**では、自動機械を通じた財物の占有移転が行われる事例を主な素材として、ドイツにおける「条件付き合意論」を手がかりに、占有者の意思と窃盗罪の成否との関係について検討を加えた。自動販売機やパチスロ機を初めとした「自動機械」を通じて財物の占有移転が行われる場合、正常な利用客との間での占有移転については包括的な合意が事前に設定される。このような事前の包括的合意の存在にもかかわらず、後に実際になされた占有移転について「窃取」性を認めることがいかなる範囲で認められるかが問題となる。

条件付き合意論は、占有移転の包括的合意に、設置者が条件設定を行うことを認めるものであるが、窃盗罪の成否の判断に影響を与える条件設定の範囲については、ドイツの判例・学説において争いがある。本章では、この理論枠組みの判例における展開過程を、①自動販売機・スロットマシン、②現金自動預払機、③セルフ式ガソリンスタンドという類型ごとに分析したうえで、条件設定が認められる範囲に関する学説上の対立、及び、「条件付き合意論」という枠組み自体に対する批判を取り上げて検討を加えた。

さらに、ドイツにおける議論状況を踏まえつつ、本章では、我が国における「窃取」性の解釈において考慮されるべき条件設定を客観的に限界づけるための具体的な基準の模索を試みた。ドイツの学説では、「技術的客観化」という基準が有力に示されているが、このような基準は、「自動機械からの窃盗」の成立範囲を極めて限定するものであり、窃盗罪に代わる特別規定を持たない我が国においては採用することが困難である。種々の管理手段により実効性が確保されていると評価可能な条件設定にのみ要保護性を肯定する方向性は妥当であるが、そのような管理手段の中には、技術的・物理的手段だけではなく、条件に反した占有移転を制限・抑制する「心理的障壁」も含まれると理解すべきである。この心理的障壁の存否は、①条件内容の外部的表示の有無、②条件内容の合理性、③実効措

置の発動可能性の程度等を総合的に考慮して判断されなければならない。

第8章では、住居侵入罪を素材に、理想的な意思形成状況下であれば法益主体が形成していたであろう「真の意思」と犯罪の成否の関係について考察した。ここでいう「真の意思」とは、理想的な意思形成状況下において、すなわち、「もし完全に正しい情報のもとで自由に決断しえたとしたら、法益主体が形成していたであろう意思」を指すものであり、その意味で、「仮定的意思」とも換言可能な意思のことである。この「真の意思」は、法益主体が現実抱いた「実際の意味」と対置されるものであるが、問題は、犯罪論において、法益主体の「実際の意味」ではなく、仮定的な「真の意思」の方を重視すべきなのはどのような場合か、その根拠や限界がどこにあるかという点である。

我が国の判例・通説は、住居侵入罪の成否の判断に際して、住居権者の「真の意思」を考慮するものといえるが、その背後には、住居への立入りに伴って侵害の危険にさらされる「実質的利益」を本罪で保護すべき利益として捉えるという考え方があると分析することができる。この考え方に対しては、考慮の対象となる「実質的利益」を限定する基準が恣意的である点が批判の対象とされる。これに対して、有力説は、本罪の保護法益を「誰を住居内へ入れ誰を入れないか」について決定する自由であるとしたうえで、特定人の立入りを認識していれば、その人の属性は無関係であり、この点に錯誤がある場合にも有効な許諾が認められるとして、「真の意思」の不考慮を導いている。しかし、居住者の許諾権の行使として保護される範囲を「特定人」の立入りの許諾と理解することの実質的根拠は同説からも示されておらず、「恣意性の克服」という課題はこの見解に対しても同様に向けられなければならない。

そこで、本章では、本罪の成否の判断において「真の意思」を考慮すべきでないとするドイツの通説に目を向け、真意の考慮を排除すべきとされる根拠について分析を加えた。本稿の整理によれば、①合意の事実的性質、②法益関係的錯誤の不存在、③訴訟法的・刑事政策的な考慮、④障壁の克服の必要性という複数の根拠がドイツの学説では挙げられているが、中でも、「障壁の克服」に着目して本罪の成立範囲を限定するアプローチは、近時我が国でも一部の学説に見受けられるものであり、注目に値するものである。本罪の保護法益を、空間領域に対する支配権として理解する立場からは、「侵入」を認めるために、空間領域への自由な立入りを制限する「心理的障壁」の克服を要求すべきである。この「心理的障壁」の性質を決定づけるのは、「真の意思」ではなく、その都度形成される居住者の「実際の意味」であり、この観点からは、居住者が当該人物の立入りを実際に許諾していたかどうかが決定的となる。

したがって、居住者が個別の立入りに対して現実的に同意を与えたという「対面型」の事案では、欺罔により立入りに同意した場合であっても、現実的に同意が「存在」する限り、本罪の成立は否定されることになる。他方で、管理者が一般人や顧客の立入りを事前に包括的に認めており、これらの者に対して事実上開放されている建造物への立入りが問題となる事例に関しては、包括的同意の存在がいかなる範囲で認められるかについて検討

する必要が生じる。管理者は立入りが認められる者の範囲に関して条件を設定するのが通常であるが、ここでも、管理者が設定したあらゆる条件に効力を認めることはできず、「心理的障壁」という実効的支配に裏打ちされた条件設定にのみ、同意の及ぶ範囲を制限する効力を認めるべきである。この「開放型」の事例における障壁性の判断は、規範的な評価を介して行わざるを得ないが、「心理的障壁」概念の過度な抽象化・観念化を避けるため、少なくとも「実効的な措置の発動可能性」の存在は必須の要件とすべきである。

以上のように、本稿では、総論的な同意の一般的な理論枠組みを明らかにしたうえで、具体的な解釈問題についても検討を加え、両者の結合を図ることを試みた。もっとも、本稿で検討の対象とした犯罪類型は一部にとどまっており、さらなる検討を要する各論的な問題は残されている。また、本稿では、自律的な法益処分を行うための具体的条件を模索したが、有効な同意の存在が認められる場合にも、本人の利益の保護を理由とした刑法的介入が認められるかという問題や、反対に、有効な同意の存在が認められない場合にも、なお「個人の自律」を根拠として、行為者の可罰性を否定すべき場合がありうるかという問題については検討が及ばなかった。これらの領域をも視野に入れた「自律」概念のさらなる実質化・具体化は、今後の研究課題である。